

第 24 回大阪社保協総会方針案

1. はじめに～平和といのちとくらしを守り、貧困を解決することを最大の目標に

大阪社保協は 1990 年 12 月に再建され、今年 24 年目となります。

1990 年はバブル景気の最終年であり、その後バブル崩壊で景気の底を経験しながらも、2008 年のリーマンショック以降、大企業は労働者と下請けを切り捨てながら内部留保を拡大させてきました。富は一部の人間に集中し、国民の全体が貧困化するなかで格差が広がるという状況が続いています。

約 10 年後の 2025 年は団塊の世代が 75 歳になる年となります。もし、このまま少子化対策が進まずに子どもたちが生まれえない状況であれば、日本の人口は減り続け、一方で団塊の世代が本格的な医療や介護が必要となる時代となり、社会保障制度の必要性はかつてなく大きくなります。

政府・厚生労働省はこの 2025 年からの 10 年間を「危機」ととらえ、いかに乗り切るかが焦眉の関心事であり、そのために「社会保障制度改革推進法」で「持続可能な社会保障制度」とするために「財源は消費税」でまかない、今後の社会保障を「自助・共助を中心とした制度へ改革すること」としています。

■2025 年からは「社会保障が最も必要となる時代」

一方、私たちは、2025 年からの「社会保障が最も必要となる時代」であると積極的にとらえ、社会保障制度によって貧困を解決し、いのちとくらしを守ることを最大の目的とする必要があります。

さらに、安倍政権は「戦争できる国」への道を開こうとし、昨年成立した特定秘密保護法はその第一歩でもあります。私たちが求める情報公開の流れに反するだけでなく、様々な情報を国民から遠ざけ、阻害するものであり大変危険です。

社会保障をめぐるのはいつの時代もつらく苦しい状況のもとでのたたかいがつづいてきました。その出発点が朝日訴訟であり、朝日茂さんは自らのいのちを賭けて「権利は闘うものの手にある」と訴えました。先人たちのたたかいの上にも日本の社会保障制度はあり、たたかいなくして前進はありません。

■自治体は危機的な状態に～「公務員は正職員で増員を」

一方、国政の暴走の防波堤となるのが自治体ですが、大阪の自治体は「名ばかり自治体」と言わざるを得ない状況にあります。

大阪社保協自治体キャラバン行動事前調査でも、いまや大阪の市町村の 3 割から 4 割が非正規職員です。そして、直雇用ではなく、派遣や請け負いなどの形態も多くみられます。職員リストラにより、絶対数も減っています。このようなことで、自治体に様々な責任や機能を持たせることは不可能であり、「地域支援事業」や「地域包括ケア」など、机上の空論としか言いようがありません。私たちは「いまこそ、自治体リストラではなく公務員を正職員で増員を」との声を上げるときです。

2. 2014 年はどんな年か～向こう3年間の動きにあわせた活動をすすめよう

2月12日、政府は介護保険改悪法案(医療・介護一括「改革」法案(正式名は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」))を閣議決定し、国会に提出しました。

さらに、市町村においては年度が明ければ第6期介護保険事業計画策定がスタートしますが、大争点は①介護保険料の大幅値上げと②地域支援事業内容をどうするのか、ということになります。

国保においては2015年からスタートする共同安定化事業1円化にむけて、大阪府が拠出金拠出方法と大阪府調整交付金配分方法を市町村と協議し決めていくということになります。これは国保広域化・都道府県単位化にむけての医療費の平準化という意味合いがありますが、都道府県によっては市町村との調整の中で国の思惑通りには行わないところも多くあり、大阪府の姿勢が問われることとなります。

2015年は介護保険や国保、医療で新しい施策がスタートし、まさに2014年のたたかひの結果が反映する年となります。一方で、統一地方選挙という重要な選挙を春にむかえ、秋には大阪府知事・大阪市長選挙という天下分け目の決戦を迎えることとなります。

さらに、2016年夏には参議院選挙があり、衆議院との同時選挙の公算も高いといわれています。

こうした意味合いからも2014年は私たち自身の力量を質的に向上させながら、まさに社会保障をその名のとおり、「社会」が「保障」する制度とするのか、はたまた政府・厚生労働省のめざす「自己責任と相互の助け合い」の制度にさせてしまうのかの地域でのたたかひの最初の年なのです。さらには2015年・2016年の政治決戦を目前として、じっくりと地域でのたたかひを構築していく一年であり、当然2014年のたたかひが地方選挙と国政選挙に反映していくという流れとなります。

2014年

- 1月 通常国会に医療等改正法案・介護保険法改正法案を通常国会一括提出
- 4月 消費税8%に
診療報酬改定
生活保護基準引下げ
市町村において第6期介護保険事業計画策定作業スタート
(次期介護保険料は大幅値上げの見通し)

2015年

- 4月 介護報酬改定
第6期介護保険事業計画スタート
国保共同安定化事業1円化(保険給付費の都道府県単位化)
一斉地方選挙
- 秋 大阪府知事選挙 大阪市長選挙
- 10月 消費税10%か

2016年

- 夏 参議院選挙(衆参同時選挙となる可能性もあり)

3. 2014 年度の活動方針の柱～プログラム法の具体化(社会保障制度改革)とのたたかいの年と位置付ける

(1) 介護保険は今年が正念場

2月12日、政府は介護保険改悪法案(医療・介護一括「改革」法案(正式名は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」)を閣議決定し、国会提出しました。

病床再編など医療費削減のための医療「改革」と介護保険改悪をひとつの法案で改正してしまうという一括法案方式で、殆どまともな審議もされずに早期成立が図られる危険性が大きくなっています。

介護保険改悪の最も大きい柱は要支援者の介護保険はずしと利用者負担増で、さらに介護保険料の大幅値上げ問題が焦点となります。地域で介護保険事業者を巻き込みながら軽度者の実態を告発し、実施責任をもつ自治体との具体的な交渉・懇談などが非常に重要です。

さらには、障害者が65歳になった途端に介護保険優先となり、サービス量が足りなくなった利用料負担が過大となる「65歳問題」については、障害者団体との連携を強め、具体的な取り組みを進めていくよう検討します。

(2) 国民健康保険～無保険状態を作らず、国保でいのちと財産を脅かさないためのたたかいを地域でつくる

2014年度は国保料の賦課限度額が4万円アップとなり、最高81万円となります。低所得者の多い自治体(北河内や中河内、泉州地域)では所得300万円台で限度額に到達する自治体もあり、保険料引下げのための粘り強い地域の運動がさらに必要です。さらには、短期保険証の留め置き・未交付により、被保険者を実質「無保険状態」にしてしまう大阪市始め幾つかの自治体に対しては、「1カ月以上の未交付は作るな」のたたかいをつよめます。また、子どもへの保険証発行については、全ての自治体に1年の通常証を交付するようさらに求めるとともに、本当にもれなく手渡っているのかを今一度検証する必要があります。

一方、単年度黒字を積み重ね、この数年で累積赤字を解消する自治体も多く、会計分析をしたうえで、当局や議会との論戦をすすめていきましょう。

滞納処分問題については、鳥取児童手当差押事件の高裁判決を活かし、行政に法令遵守を求め、さらに滞納処分の停止をかけるよう強く要望することが必要です。

また、広域化・都道府県単位化問題については、国の動き、大阪府の動きをいち早くキャッチしながら、オープンな議論をしながら、反対運動をすすめていきます。

(3) 医療～必要な医療を必要なだけ、無差別平等な医療を

全くなんの保険にも入っていない人々が相当数存在します。さらに、資格証明書や短期保険証の未交付など、国保に加入しているのに無保険の人も多くいます。さらに、保険証があっても窓口負担ができずに医療をうけることを諦めている人々が多くいます。

「国民皆保険」が形骸化しているもとの、必要な医療が必要な人が受けることができるためにどうすればいいのか、自治体とも相談しながら、具体的な制度づくりを考えていきます。

また、大阪市が実施しているように「無料低額診療事業実施機関一覧」を全市町村の窓口

に配架させるよう求めます。

(4) 生活保護

昨年取り組んだ「無料電話相談」においても、少なすぎる年金や現役世代の失業や低賃金、そして精神疾患などの障害を抱えた人達からの生活苦の訴えが多く寄せられました。生活保護に結び付ける相談活動をすすめながら、高齢者の年金問題(最低保障年金は10万円以上)と若者の雇用問題(最低賃金1000円以上)とリンクさせながら社会問題化し、運動化する必要があります。

また生活保護費引下げと関わって、就学援助や国保料・一部負担金減免制度などの適用要件など、生活保護基準そのものを活用している制度が多くあり、そのままリンクさせない取組を地域で展開する必要があります。

(5) 子どもとシングルマザーの貧困問題解決

全国の30を超える都道府県が子どもの医療費は「完全無料」です。私たちは、大阪府の制度を拡充しつつ、市町村に対して「入通院とも中学卒業まで所得制限なし完全無料化」をめざします。

また、弁護士グループ、マスコミとも連携し、シングルマザーへの支援に直接つながる取り組みも模索します。

8月の児童扶養手当提出時に各自治体担当課に配架してもらえるような「シングルマザーのための使える制度リーフ(仮称)」を作成します。

シングルマザーの多くは国民健康保険に加入しているため保険料を滞納している可能性が高いと考えられます。豊中市、四條畷市、東大阪市、河内長野市、貝塚市で実施している「一人親家庭減免」を全自治体で実施させることが必要です。また、子どもの均等割をゼロにするような「こども減免」の新設も提案します。

さらに、保育料・教育費などの無料化や家賃補助・ローン補助等の住宅支援策など子育て世代の負担減の取り組みが少子化対策としてなによりも必要だと考えます。そしてこうした施策は、特殊合計出生率2を超えたフランスの家族手当制度を参考にし、財源は企業と高額所得者からの拠出でまかなうことを提案します。

大阪府歯科保険医協会の「学校歯科治療調査」については大阪社保協としてもともに取り組むこととします。

(6) 子ども子育て支援新制度に関して

2012年8月に「子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、整備法)」が可決、成立、公布されました。この3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」は、2015年度から本格実施されます。

現在、国においては、「子ども・子育て会議」がスタートし、公定価格(認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」)及び小規模保育等への「地域型保育給付」の国が示す費用)および利用者負担が検討されています。

利用者負担は、現行の利用者負担の水準、利用者の世帯所得等に応じた負担を基本と市、国の定める上限額の範囲内で地域の実情に応じて市町村が定めることとなります。

基準となる利用時間は親の勤務時間が週30時間以上で標準時間は最長1日11時間、親の勤務時間が月48～64時間の短時間の場合は1日8時間となります。今年の10月から市町

村が要保育時間認定を行うこととなります。

地方版「子ども・子育て会議」が 2013 年度中に大阪府及び府内全市町村に立ちあがり、26 年度中に「市町村子ども・子育て支援計画」を策定し、この計画をもとに給付・事業を実施することとなります。

介護保険に置き換えると、公的価格が介護報酬で、利用時間が要介護認定、市町村子ども・子育て支援計画が市町村介護保険事業計画となり、この制度はまさに介護保険の仕組みを子どもの制度にまで拡大しているといえるでしょう。

この取り組みについては、各関係団体と連携しながら検討していくこととします。

(6) 2014 年度自治体キャラバン行動と大阪府との懇談・交渉

自治体キャラバン行動は例年通り 7 月第 1 週から開始し、大阪府内を 8 月末までに、大阪市内は 9 月から 10 月にかけて実施します。これまでどおり、統一要望を基本としながらも、地域独自要望をできるだけ加味していくこととします。

さらに、介護保険、国保などについては、大阪府との懇談・交渉を密に実施します。

4. 運動の出発点と力量の質的向上めざして地域・職場・現場での学習活動に力をいれよう

学習がたたかいの出発点であるとともに、私たちの力量の質的向上が必要です。そのためには、単発ではない、連続して深める学習会を地域各地で取り組むことがどうしても必要です。社会保障連続講座や国保ハンドブックを学ぶ連続講座、地域の事業者を巻きこんだ介護保険学習会、相談員養成講座、自治体担当者を講師とした出前講座会など、この 1 年間、徹底した学習活動を提案します。

5. 国、自治体に対する政策提言づくり

昨年の大東市キャラバンで、大東市が「人口流出率全国ワースト 8 位」であることが話題となり、大東市としても大変な危機感を持っていることがわかりました。私たちは大東市キャラバンの懇談の中で、「人口が減るにはそれだけの理由がある」「いかに子育て世帯に冷たいかということではないか」そして「そのためにはまず子ども医療費助成制度を府内トップにする必要があるのではないか」と提案し、まさにこの 3 月から「入通院とも中学卒業まで、所得制限なし」という現時点では大阪府内、北河内ではトップレベルの内容となりました。

現在の自治体キャラバン行動の要望項目は、まだ「統一要望」にとどまっており、自治体への社会保障制度全体の提言とはなっていませんが、大東市のように個別・具体的に「人口減」「子育て世代の人口流出」などの問題点を個々に分析しながら政策提言をしていく必要があると考えます。

さらに、国への政策提言については、今後中央社保協にも提案しながらすすめていきます。

6. 中央社保協・社保協近畿ブロックとのさらなる連携

(1)中央社保協との連携

大阪社保協から引き続き、代表委員と運営委員を選出し、中央社保協の運営や活動に協力します。また、中央社保協国保部会にも参加し、全国的な運動の発展に協力します。

(2)社保協近畿ブロックとの協力・共同・連帯

大阪社保協として引き続き近畿ブロックの事務局を担いながら、2カ月に一度の事務局会議を開催しながら連携を深め、「滞納処分・差押問題国保西日本交流会」開催のように近畿から全国への運動発信をさらに行います。

さらに、「近畿社会保障学校」は定例開催をめざし、今年は5月11日(日)に京都立命館大学で開催します。

7. 5年先、10年先、15年先を見据えた運動と組織をどうつukっていくのか

今年は2014年です。当然10年たてば2025年になります。

2025年に社保協運動が大きく機能できているのか、そして社会保障運動の中核を担うことができているかどうか。それは現時点の大阪社保協の組織員が考えていかなければならないことです。数年をかけて、2025年の大阪社保協体制を検討していく必要があります。

一方、地域社保協の体制ですが、現在事務局長を退職後の高齢者が担っている組織がたくさんあります。その地域に住む住民が地域社保協活動をすすめていくのはある意味当然のことです。年齢等に関係なく、若い世代にも呼びかけ荷を分かち合いながら活動をすすめていきましょう。

また、長らく休止している地域社保協も沢山あります。そうした中でも自治体キャラバン行動へは沢山の地域のみなさんにご参加いただいています。今一度、地域での運動の必要性と、組織の重要性を問い直すための「準備会」の開催をご検討ください。

組織が人をつくるのではなく、人が組織をつくります。

「3人寄れば地域社保協ができる」から、「5人集まれば仲間がひろがる」「10人集まれば地域でたたかいができる」「100人集まれば地域が変わる」へ。

さあ、一緒に、参加してみたいと思うような魅力ある社保協運動を作り上げて行きましょう。